【橋梁（メタル）】鋼道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）の工場製作及び架設工事

ⅱ）技術提案で更新後橋梁をＰＣ構造として提案する場合

【土木】

・道路橋の下部工事又は基礎工事

・港湾又は海洋部における埋立工事又は築島工事

【橋梁（Ｐ・Ｃ）】ＰＣ道路橋の架設工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合（異工種ＪＶ、異業種ＪＶ含む）　上記Ⅰ．に示す全ての工事の施工実績を共同企業体（代表者又は構成員の実績）として有すること。

⑥　配置予定技術者　基本協定に基づき工事が契約された場合において、建設業法に基づき監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置すること。また、当該技術者はイ）に掲げる基準を満たすこと。なお、設計業務期間及び製作期間においては専任の義務はない。本工事の契約時期及び現場着手時期は詳細設計業務を踏まえ、工事契約時に決定することを考えている。

また、更新橋梁の架設工事を行う期間は、イ）及びロ）に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。なお、監理技術者等が当該基準を満たす場合は、同一の技術者でもよい。（詳細は説明書参照）

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

ロ）平成14年度以降（過去20年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示すいずれかの同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑤の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

ⅰ）技術提案で更新後橋梁を鋼構造として提案する場合

【橋梁（メタル）】鋼道路橋の架設工事

ⅱ）技術提案で更新後橋梁をＰＣ構造として提案する場合

【橋梁（Ｐ・Ｃ）】ＰＣ道路橋の架設工事

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵　技術提案書　当該工事における技術提案（又は技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。

⑶　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑷　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑸　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑹　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑺　暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑻　設計共同体　設計共同体を結成する場合については、説明書を参照すること。

⑼　設計業務等の受託者等との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は説明書参照）

⑽　競争参加者間の資本・人的関係　本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は説明書参照）

⑾　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体（異工種ＪＶ、異業種ＪＶ含む）を結成する場合については、説明書を参照すること。

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴　技術提案書等　技術提案書又は最終技術提案書（以下「技術提案書等」という）について、下記⑶に示す評価項目に対する本工事における技術提案書等の記載が適切であること。また、技術提案書等は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書等が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、説明書を参照すること。

⑵　技術提案・交渉方式の仕組み　本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

①　技術評価点として、技術提案書の評価及び高難度指定工事受注実績に応じて点数を付与する。

②　技術評価点により、優先交渉権者を選定する。

⑶　評価項目及び評価点　評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

・技術提案（技術的所見）に関する事項（65点）

・高難度指定工事受注実績（２点）

⑷　優先交渉権者選定に関する事項　技術提案書等を提出した者の中から、評価値が最上位である者を優先交渉権者として選定する。評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面により通知する。

また、交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を同じく書面により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特定の通知までの期間にあっては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。

⑸　技術提案等の履行に関する事項　技術提案書等に記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。（詳細は説明書参照）

４　手続等

⑴　担当部署　〒552―0006　大阪市港区石田３―１―25　阪神高速道路株式会社　管理本部管理企画部経理課　電話06―6576―3881

⑵　交付図書及び閲覧資料　説明書等は、次のとおり交付又は閲覧する。

①　交付期間　令和４年８月８日（月）から令和４年９月22日（木）（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）（以下「休日」という。）を除く。）午後４時まで。